

第5節 廃棄物対策、リサイクル

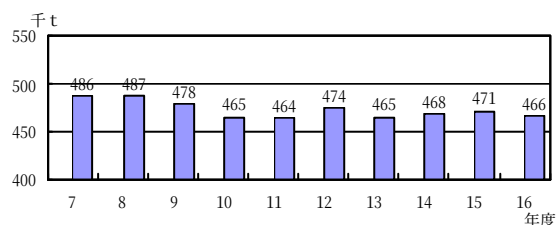
1 一般廃棄物の現況

(1) ごみ処理

循環型社会の構築に向けた取組として、「第2次秋田県廃棄物処理計画」（平成18年4月策定）において、平成22年度までに県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量を890グラムに、リサイクル率を24.1%にする目標値を掲げ、その実現に向けて、「地域ごみゼロあきた推進会議」の開催や「マイ・バッグ・キャンペーン」の展開、地域の環境保全活動のリーダー、実践者となる「あきたエコマイスター」の育成や全県一斉のクリーンアップ活動の実施など、県民参加による実践活動の促進を図っています。

平成16年度において一般廃棄物として排出されたごみの処理状況は、図47のとおりで、排出量は46.6万トンとなっており、前年度と比べ約4千4百トン減少しました（図43）。

図43 ごみ排出量



これは、県民が一人一日当たり1,091グラムを排出したことになり、前年度に比べ2グラム増加したことになります。また、リサイクル率は21.6%となり、0.5ポイント伸びています（図44・45）。

図44 一人一日当たりの排出量

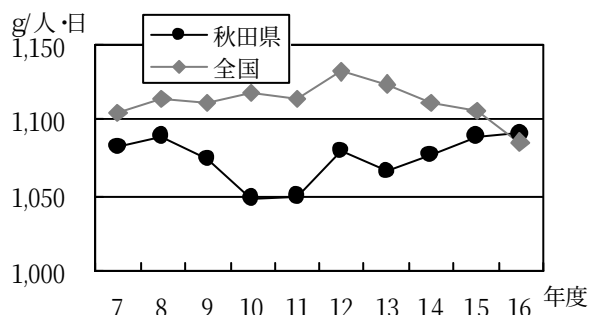
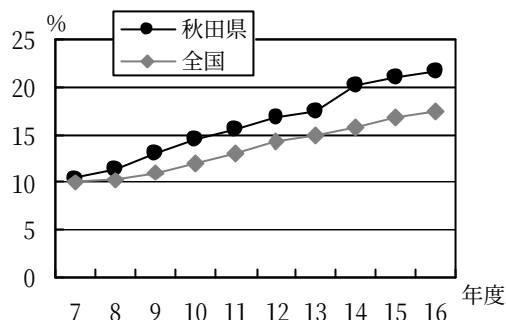


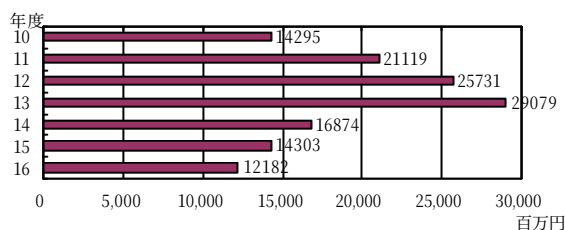
図45 リサイクル率



廃棄物の発生抑制については、ごみ処理の有料化といった経済的手法が有効とされていることから、平成18年度では11市町村で家庭系ごみ処理の有料化を導入しています。

一方、ごみの処理に要する費用は、建設費が少なくなったことから約122億円（1人当たり10,400円）で、ここ数年の増加傾向から減少に転じています（図46）。

図46 ごみ処理費用

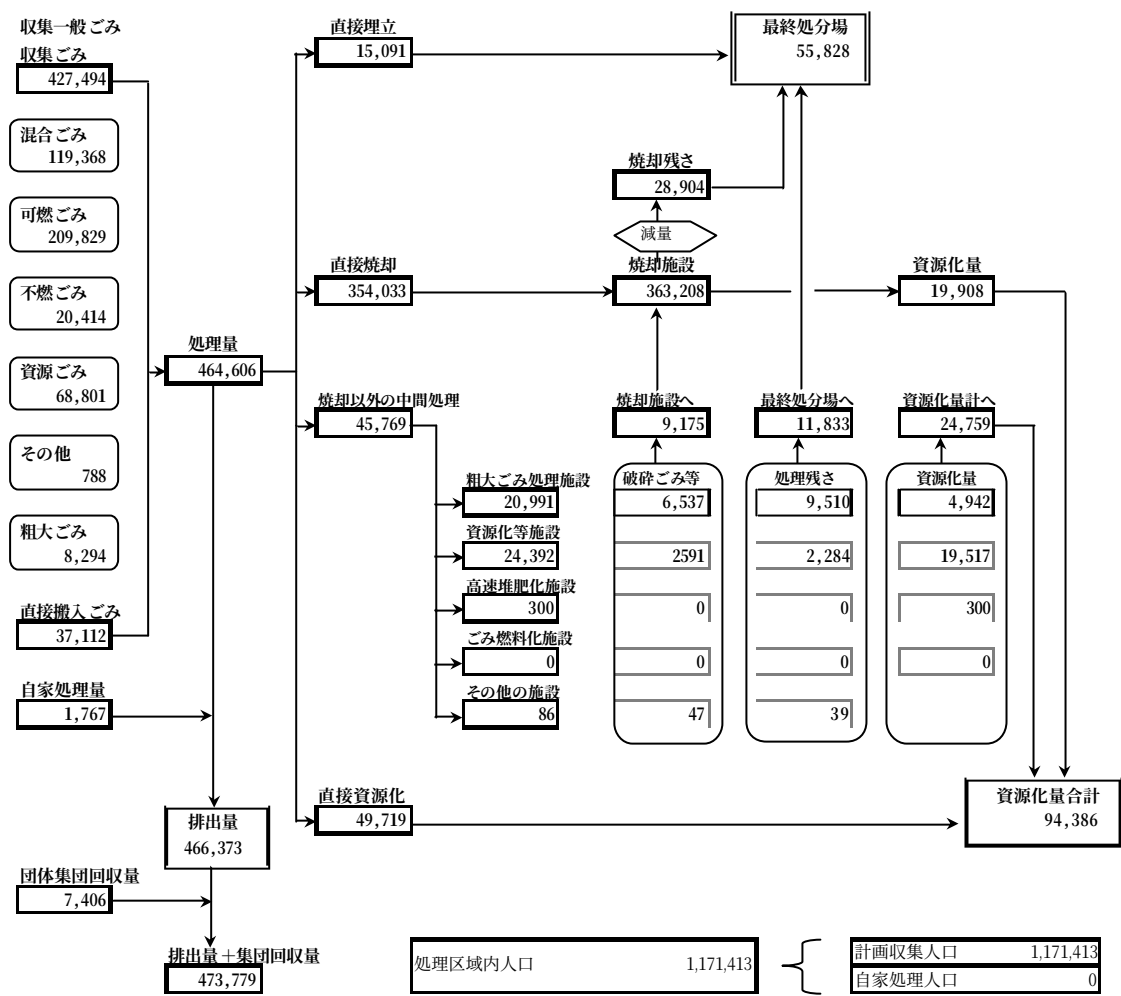


市町村及び一部事務組合が設置するごみ処理施設は、焼却処理施設や粗大ごみ処理施設などの中間処理施設が図48のとおり42施設、最終処分場が44施設整備されています。市町村及び一部事務組合は、これらの施設を適正に維持管理するとともに、高度な処理機能を有する大規模施設への集約化を計画的に進めています。

また、市町村では、容器包装リサイクル法に基づく「分別収集計画」を策定し、分別収集体制の充実を図っていますが、その状況は、表62・63のとおりです。

家電リサイクル法に基づく4品目（エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機）のリサイクルについては、メーカーによる指定引取場所の設置など、その円滑な推進に向けた体制の整備が図られています。

図 47 ごみ処理の状況



項	目	算	定	値
排	出	量	466,373	t／年
収	集	量	427,494	t／年
処	理	量	464,606	t／年
1日当たりの排出量		1,278	t／日	
1日当たりの収集量		1,171	t／日	
1日当たりの処理量		1,273	t／日	
1人1日当たりの排出量		1,091	g／人・日	
1人1日当たりの収集量		1,000	g／人・日	
1人1日当たりの処理量		1,087	g／人・日	
資 源 化 率		20.3	%	
リ サ イ ク ル 率		21.6	%	
ご み 減 量 処 理 率		96.8	%	

項	目	算	定	値							
ご	み	直	接	焼	却	率	76.2	%			
資	源	化	等	の	中	間	処	理	率	9.9	%
処	理	率	(人	口	ベ	ー	ス	)	100	%	
処	理	率	(処	理	量	ベ	ー	ス	)	99.6	%
ご	み	処	理	経	費	12,182,886	千	円			
一	人	当	た	り	の	処	理	経	費	10,400	円
ト	ン	当	た	り	の	処	理	経	費	26,222	円
市	町	村	数	42							
	市	11									
	町	24									
	村	7									
一	部	事	務	組	合	15					

資料：平成16年度一般廃棄物処理事業実態調査

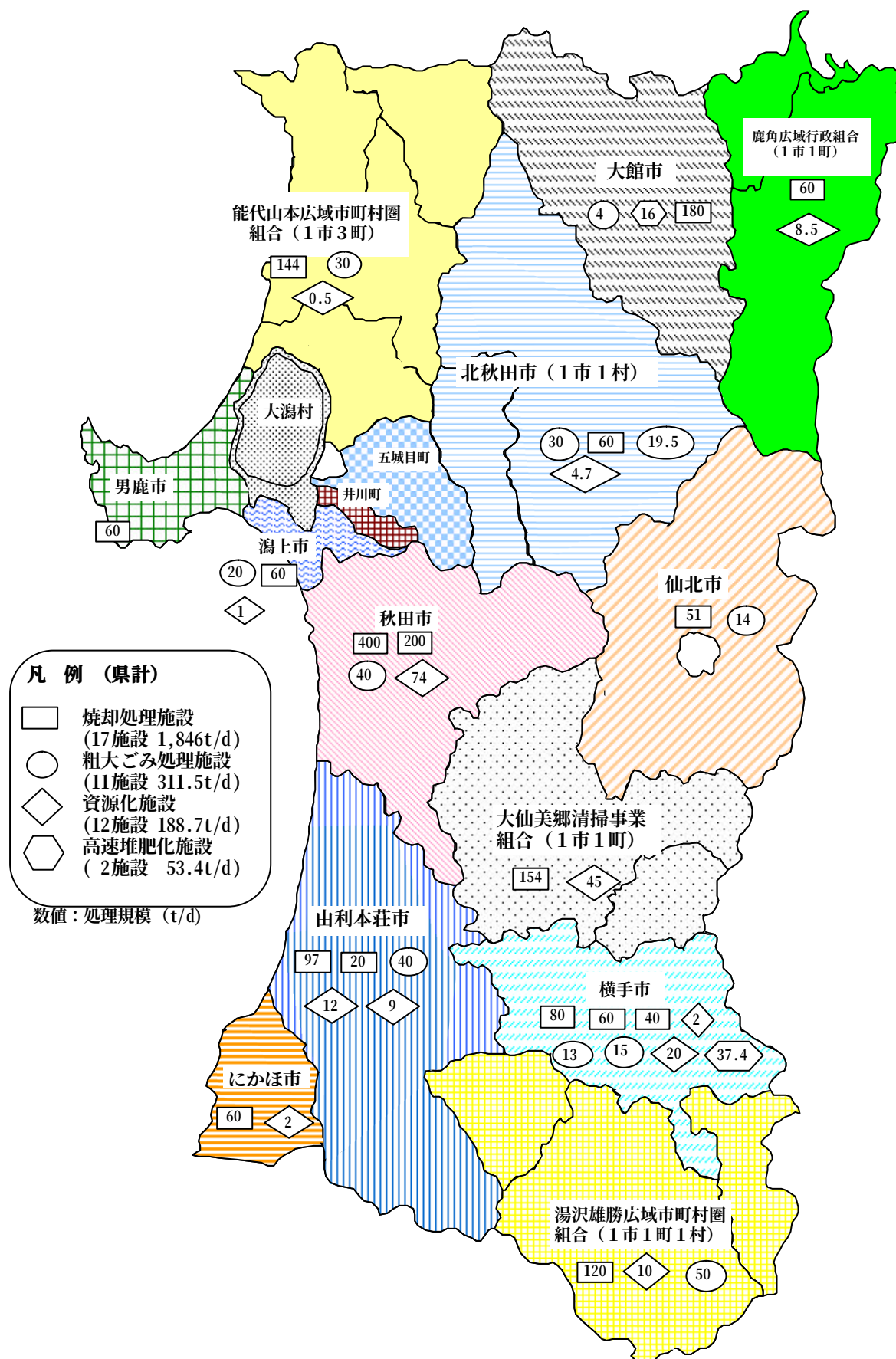


図 48 ごみ処理施設（稼働中施設）の広域整備状況（平成 18 年 3 月末現在）

※大潟村、八郎潟町、井川町、五城目町は秋田市に処理委託

表 62 市町村における分別収集の取組状況

平成18年9月現在

区分 項目	分別収集及び再商品化対象の容器包装廃棄物						
	無色のガラス製容器	茶色のガラス製容器	その他のガラス製容器	ペットボトル	その他の紙製容器包装	その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ
実施市町村数	22	23	21	22	0	2	3
全市町村に対する実施率	88.0%	92.0%	84.0%	88.0%	0.0%	8.0%	12.0%
人口カバー率	93.5%	94.1%	86.3%	93.1%	0.0%	7.5%	4.0%

区分 項目	分別収集対象の容器包装廃棄物			
	スチール缶	アル缶	紙パック	段ボール
実施市町村数	25	25	5	22
全市町村に対する実施率	100.0%	100.0%	20.0%	88.0%
人口カバー率	100.0%	100.0%	12.9%	68.5%

の高度化等について検討し、長期的観点に立って広域的、計画的に施設の整備を行う必要が生じています。

平成17年度末の浄化槽の設置基数は、表64のとおり68,227基に達し、前年と比べて1.0%（713基）増加しています。

処理方式では、単独処理と合併処理の割合は各々58.4%、41.6%となっており、合併処理の比率が年々高まっています。

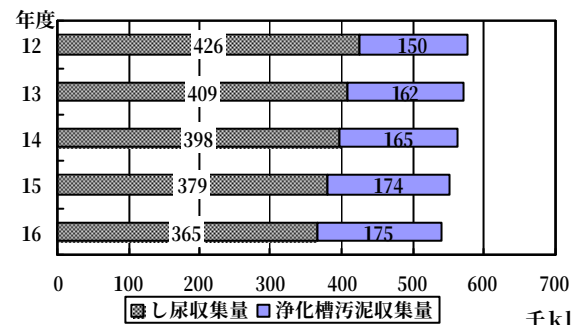
表63 資源化等を行う施設の整備状況

管理者	施設名	使用開始	処理施設	処理能力(㌧/日)
鹿角広域行政組合	資源化センター	H16	選別圧縮梱包	8.5
北秋田市	クリーンリサイクルセンター	H12	選別圧縮梱包	4.7
能代市	能代市リサイクルセンター	H11	選別圧縮梱包	0.5
秋田市	秋田市リサイクルプラザ	H11	選別、圧縮	74
潟上市	ペットボトルプレス設備	H14	圧縮梱包	1
由利本荘市	第2事業所リサイクル施設	H13	選別圧縮梱包	12
由利本荘市	矢島島海清掃センター	H11	選別圧縮梱包	9
にかほ市	リサイクル施設	H6	選別圧縮梱包	2
大仙美郷環境事業組合	リサイクルプラザ	H15	選別圧縮梱包	45
横手市	東部リサイクル工場	H3	選別	20
横手市	ペットボトル等処理センター	H12	圧縮梱包	2
湯沢雄勝広域市町村圏組合	リサイクルプラザ	H9	選別圧縮梱包	10

表64 処理人槽別浄化槽設置基数の推移

		設置基数	構成比率
16	単独	41,710	61.8%
	合併	25,804	38.2%
	計	67,514	100.0%
17	単独	39,820	58.4%
	合併	28,407	41.6%
	計	68,227	100.0%

図49 し尿処理の状況



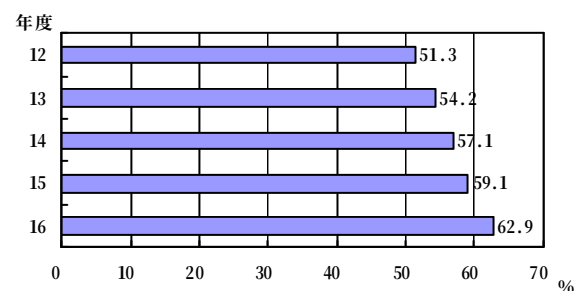
(2) し尿処理

平成16年度のし尿処理の状況は、図49、図50及び図51のとおりであり、し尿処理施設における処理費用は約38億円となっています。

水洗化率は、62.9%であり、流域下水道、公共下水道及び浄化槽の普及によりわずかながら年々増加傾向にあります。また、市町村及び一部事務組合が設置しているし尿処理施設は図52のとおり21施設、1,875kL/日の規模を有し、収集量は1,480kL/日となっています。

市町村等においては、財政負担の軽減を図るためにも現有施設の維持管理の徹底、老朽化に伴う施設の更新又は増補改良、建設費やランニングコストの低減、あるいは処理方式

図50 水洗化率の推移



人口狀況（單位：人）

① 処理区域 内人口 1,171,413	② 水洗化人口 737,373	④ 公 共 下水道 人 口 444,431	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">収集量</td> </tr> <tr> <td>(A) し 尿</td> <td>365,101</td> <td rowspan="2">合 計</td> <td rowspan="2">540,169</td> </tr> <tr> <td>(B) 浄化槽汚泥</td> <td>175,068</td> </tr> </table>				収集量		(A) し 尿	365,101	合 計	540,169	(B) 浄化槽汚泥	175,068																																					
		収集量																																																	
	(A) し 尿	365,101	合 計	540,169																																															
	(B) 浄化槽汚泥	175,068																																																	
③ 非水洗化人口 434,040	⑤ 浄化槽人口 292,942	⑥ 単独処理 125,380	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">(C) 自家処理</td> <td>し 尿</td> <td>188</td> <td rowspan="2">計</td> <td rowspan="2">188</td> </tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td> <td>0</td> </tr> </table>				(C) 自家処理	し 尿	188	計	188	浄化槽汚泥	0																																						
	(C) 自家処理	し 尿	188	計	188																																														
浄化槽汚泥		0																																																	
		⑦ 合併処理 167,562	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">処理方法</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(D) 下水道投入</td> <td>し 尿</td> <td>0</td> <td rowspan="2">計</td> <td rowspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(E) 農村還元</td> <td>し 尿</td> <td>0</td> <td rowspan="2">計</td> <td rowspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(F) 海洋投入</td> <td>し 尿</td> <td>0</td> <td rowspan="2">計</td> <td rowspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(G) その他</td> <td>し 尿</td> <td>0</td> <td rowspan="2">計</td> <td rowspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(H) し尿処理施設</td> <td>し 尿</td> <td>365,013</td> <td rowspan="2">計</td> <td rowspan="2">539,336</td> </tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td> <td>174,323</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="2">合 計</td> <td>539,336</td> </tr> </table>				処理方法				(D) 下水道投入	し 尿	0	計	0	浄化槽汚泥	0	(E) 農村還元	し 尿	0	計	0	浄化槽汚泥	0	(F) 海洋投入	し 尿	0	計	0	浄化槽汚泥	0	(G) その他	し 尿	0	計	0	浄化槽汚泥	0	(H) し尿処理施設	し 尿	365,013	計	539,336	浄化槽汚泥	174,323				合 計		539,336
処理方法																																																			
(D) 下水道投入	し 尿	0	計	0																																															
	浄化槽汚泥	0																																																	
(E) 農村還元	し 尿	0	計	0																																															
	浄化槽汚泥	0																																																	
(F) 海洋投入	し 尿	0	計	0																																															
	浄化槽汚泥	0																																																	
(G) その他	し 尿	0	計	0																																															
	浄化槽汚泥	0																																																	
(H) し尿処理施設	し 尿	365,013	計	539,336																																															
	浄化槽汚泥	174,323																																																	
			合 計		539,336																																														
		⑧ 計 画 収 集 人 口 433,850																																																	
		⑨ 自家処理人口 190																																																	

項 目	値	算 定 式
水洗化率	62.9%	②/①
公共下水道水洗化率	37.9%	④/①
浄化槽水洗化率	25.0%	⑤/①
合併処理浄化槽水洗化率	14.3%	⑦/①
非水洗化率	37.1%	③/①
計画収集率	100.0%	⑧/③
自家処理率	0.0%	⑨/①
処理率	100.0%	⑧/③
汚水衛生処理率	52.2%	(④+⑦)/①
自家処理率（非水洗化人口当たり）	0.0%	⑨/③
し尿収集量	365,101	A
収集量合計	540,169	A + B
排出量合計	540,357	A + B + C
処理量	539,336	D+E+F+G+H
一日当たり収集量	1,480	(A + B) / 365
一日当たり排出量	1,480	(A+B+C)/365
一人一日当たりのし尿収集量 ($\frac{\text{kg}}{\text{日}}/\text{人}$)	2.31	A/⑧/365
浄化槽汚泥を含む一人一日当 たり収集量 ($\frac{\text{kg}}{\text{日}}/\text{人}$)	3.41	(A+B)/⑧/365
処理経費（千円）	3,806,079	
1kl当たりの処理経費 （円/kl）	7.046	処理経費/(A+B)

資料：平成16年度一般廃棄物処理事業実態調査

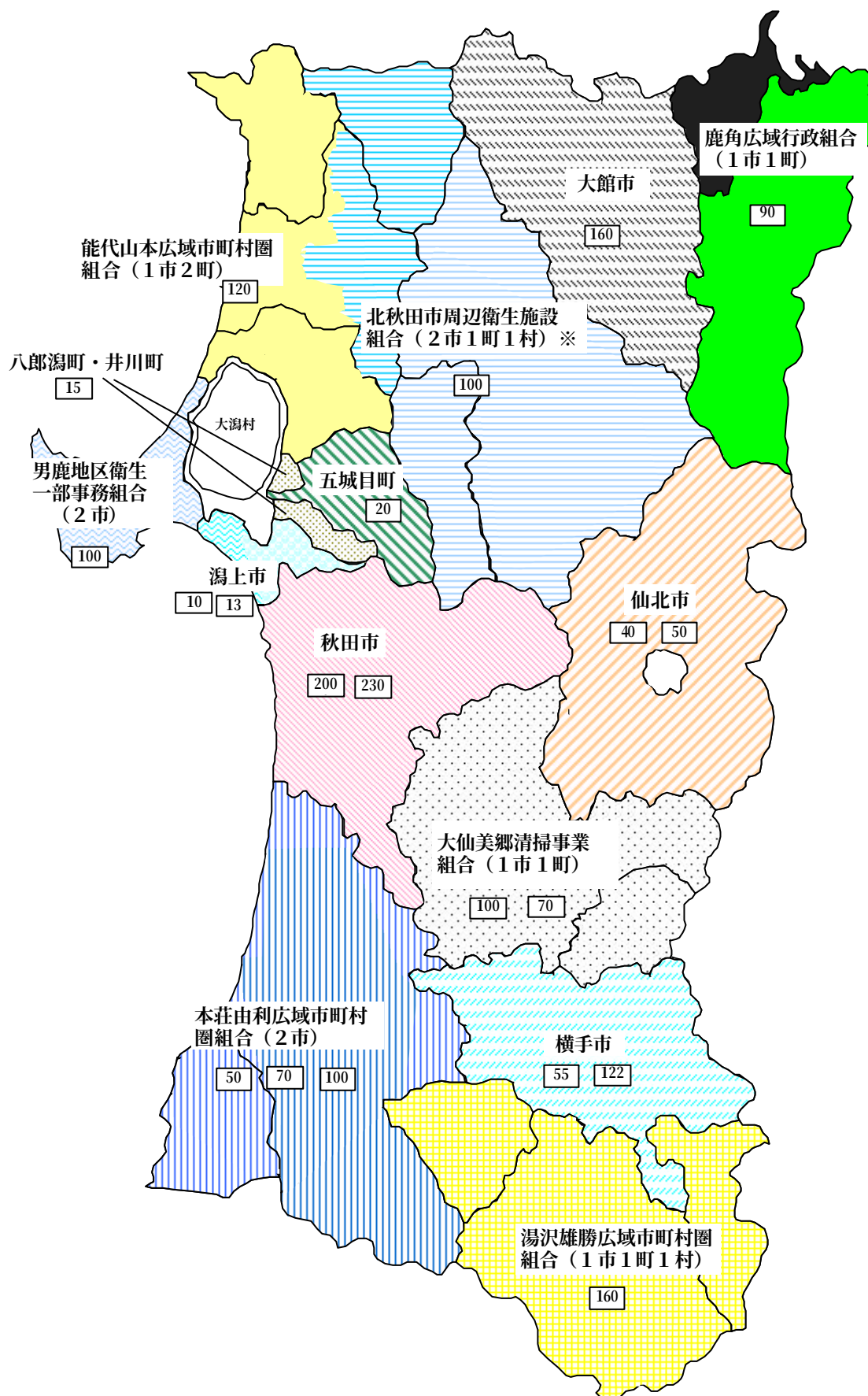


図 52 し尿処理施設の広域処理整備状況（平成 18 年 3 月末現在）

※旧二ツ井町分は北秋田市周辺衛生組合で処理されている。

※旧天王町分は男鹿地区衛生一部事務組合で処理されている。

2 産業廃棄物の現況

平成 16 年度の産業廃棄物処理施設及び処理実績は表 65 に示すとおりです。

表 65 産業廃棄物処理施設数及び処理実績

(平成 16 年度)

区分	施設の種類	施設数			処理量		
		計	県	市	計	県	市
中間処理	汚泥の脱水施設	62	39	23	128,713	98,224	30,489
	汚泥の乾燥施設(機械)	5	1	4	0	0	0
	汚泥の乾燥施設(灰日)	2	1	1	28,941	705	28,236
	汚泥の焼却施設	6	4	2	42,180	9,709	32,471
	廃油の油水分離施設	4	4	0	19,274	19,274	0
	廃油の焼却施設	2	1	1	5,998	1,921	4,077
	廃酸・廃アルカリの中和処理施設	3	3	0	5,059	5,059	0
	廃プラスチック類の破砕施設	16	11	5	36,263	2,476	33,787
	廃プラスチック類の焼却施設	12	11	1	61,413	58,024	3,389
	木くず又ははがれき類の破砕施設	148	114	34	1,261,103	876,409	384,694
	コンクリート 固形化施設	1	1	0	3,721	3,721	0
	水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0	0	0	0
	シアン分解施設	1	0	1	13	0	13
	焼却施設(汚泥・廃油・廃プラスチック)	20	17	3	98,510	90,556	7,954
	中間処理計	282	207	75	1,691,188	1,166,078	525,110
最終処分	安定型処分場	8	4	4	68,304	21,772	46,532
	管理型処分場	11	8	3	520,568	485,241	35,327
	最終処分計	19	12	7	588,872	507,013	81,859

中間処理では 169.1 万トン処理されていますが、このうち木くずや廃コンクリートなどのがれき類をリサイクルする破砕施設は 148 施設と中間処理施設の 52.4%を占め、その処理量も 126.1 万トンと中間処理量全体の 74.5%を占めており、県内産業廃棄物のリサイクル率の向上に大きく寄与しています。また、焼却施設も合計で 40 施設が設置されており、産業廃棄物の減量化に貢献しています。

中間処理実績については平成 15 年度に比べ、8.9 万トン増加しており、増加比率は 5.5%と若干増加傾向にあります。平成 8 年度以降は処理業者による処理量が全体の 8 割を超える状況にあり、県内で発生する産業廃棄物の中間処理は、処理業者に大きく依存している状況にあります。

最終処分については、安定型処分場で 6.8 万トン、管理型処分場で 75.8 万トン、合計で 82.6 万トンが埋立処分されています。このうち、事業者の自社処分量が 54.7 万トンと、総埋立量の 66.2%を占めています。

近年の最終処分量は、おおむね横ばい傾向

にあり、また、事業者の自社処分や秋田県環境保全センターでの処分が多いことから、処理業者による処理量は最終処分量全体の 20%程度にとどまっています。

全国的に最終処分場がひっ迫している状況にありますが、本県では、昭和 51 年 10 月に秋田県環境保全センターを設置しています。現在供用中の C 区処分場は平成 18 年度中に使用が終了すると見込まれるため、平成 15 年度から D 区処分場の整備に着手しており、平成 18 年 10 月から供用開始しています。表 66 は環境保全センターにおける平成 17 年度の種別別処理量を示したもののですが、その最終処分量は、事業者の自社処分量を除く県内埋立処分量の 4 割近くを占めており、県内事業所の産業廃棄物処理に大きな役割を果たしています。

表 66 秋田県環境保全センター処理実績

(平成 17 年度)

単位 :t/年)

種類	処理量	種類	処理量
燃えがら	11,869	ガラス・陶磁器くず	40,067
無機汚泥	11,989	紙くず	1,305
鋳さい	7,163	木くず	12,217
がれき類	2,996	繊維くず	1,375
ばいじん	137	廃プラスチック類	7,664
有機汚泥	9,441	発泡スチロール	71
金属くず	4,309	合計	110,603

過去 5 年間の県内における産業廃棄物の処理実績の推移について中間処理と最終処分の別にそれぞれ表 67 と表 68 に、また、そのうち県外からの搬入物に係る推移を表 69 に示しています。

表 67 産業廃棄物中間処理実績

単位 :t/年)

区分/年度	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
事業者	140,400	219,039	214,656	167,056	168,040
(内秋田市分)	93,476	88,781	73,629	51,554	54,929
処理業者	1,444,325	1,187,176	1,304,326	1,400,232	1,490,124
(内秋田市分)	668,945	298,682	332,534	274,149	437,862
公共	820	5,814	6,106	34,729	33,024
(内秋田市分)	820	5,278	5,586	34,174	32,319
合計	1,585,545	1,412,029	1,525,088	1,602,017	1,691,188
(内秋田市分)	763,241	392,741	411,749	359,877	525,110

表 68 産業廃棄物最終処分実績

単位: t/年)					
区分/年度	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
事業者 (内秋田市府)	299,677 4,180	331,854 2,613	345,862 2,200	340,583 2,218	309,998 2,750
処理業者 (内秋田市府)	201,170 63,049	143,509 57,657	154,905 55,646	165,641 83,597	167,760 79,109
公共 (内秋田市府)	127,854 0	125,669 0	112,177 0	122,078 0	111,114 0
合 計 (内秋田市府)	628,701 67,229	601,032 60,270	612,944 57,846	628,302 85,815	588,872 81,859
鉱山保安法適用分 (内秋田市府)	345,041 —	335,011 —	260,012 —	326,532 —	237,485 —
再 合 計 (内秋田市府)	973,742 67,229	936,043 60,270	872,956 57,846	954,834 85,815	826,357 81,859

表 69 県外から搬入される産業廃棄物の処理実績

単位: t/年)					
区分/年度	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
中間処理 (内秋田市府)	73,627 4,701	94,245 1,425	154,453 23,711	145,427 19,860	162,884 17,654
最終処分 (内秋田市府)	24,719 3,340	27,039 8,564	37,980 22,927	35,730 23,584	34,703 24,329
合 計 (内秋田市府)	98,346 8,041	121,284 9,989	192,433 46,638	181,157 43,444	197,587 41,983

県外産業廃棄物については、平成 16 年 1 月から県外産業廃棄物の適正な処理促進を目的とした「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を施行しています。

平成 17 年度の搬入状況は、中間処理目的が 16.3 万トン、最終処分目的が 3.5 万トンの合計 19.8 万トンで、中間処理は前年より増加していますが、最終処分は年々減少している傾向にあります。

なお、中間処理で増加した 1.7 万トンのうち、リサイクル目的を中心とした搬入は約 4 割となっています。

県外産業廃棄物の搬入量については、引き続き「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」に基づき、事前協議を行うことなどにより、適正処理の確保を図るとともに搬入量の抑制にもつながるよう努めています。

3 廃棄物処理対策

(1) 監視指導の状況

廃棄物処理法は廃棄物の処理・処分や施設の維持管理などについて基準を定めています。県では、事業者や処理業者がこれらの基準を遵守するよう、重点的、計画的に監視指導を実施しており、平成 16 年度の実施状況は表 70 のとおりです。

表 70 平成 17 年度廃棄物関係監視指導状況

分類	項目	監視指導件数	
		監視件数	指導件数 口頭 文書
一般廃棄物	施設		
	し尿処理施設	13	0 0
	ごみ処理施設	30	1 1
	埋立処分場	26	1 0
	その他の施設等	48	3 1
	小計	117	5 2
産業廃棄物	医療廃棄物排出事業所	74	23 0
	特定有害産業廃棄物排出事業所	130	7 1
	PCB 機器等保管事業所	46	3 0
	その他の事業所	31	3 0
	産業廃棄物排出事業所	446	53 19
	処理施設		
	事業者及び公共	14	3 1
	処分業者	370	54 23
	再生利用業の再生利用施設	0	0 0
	産業廃棄物収集運搬業者	106	11 6
	小計	1217	157 50
浄化槽	浄化槽	286	3 0
	浄化槽保守点検業者	28	4 0
	小計	314	7 0
不法投棄監視		169	31 15
合計		1817	200 67

(注) 秋田市府を除く

また県では、産業廃棄物の保管、収集運搬、処分や一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設がこれらの基準に適合していない場合、その処理を行なった者や処理施設の設置者に対して、改善命令、措置命令や処理業の停止、処理施設の使用停止等の行政処分を行います。その状況は表 71 のとおりです。

表 71 行政処分の状況

内容 / 年度	H13	H14	H15	H16	H17
改善命令	5	5	4	2	2
措置命令					
処理業の停止			1	1	
処理業の許可取消		4	2	3	1
処理施設の使用停止					
処理施設の許可取消				10	
不許可処分	1			5	
合計	6	9	7	21	3

なお、一般廃棄物の保管や収集運搬、処分に係る行政処分は市町村の権限となっていますが、県でも協力・連携しながら適正処理の確保に努めています。

（２）一般廃棄物の処理対策

循環型社会の構築に向けた普及啓発の取組については、地域実践活動に重点を置いた住民参加型のごみゼロあきた推進事業を広く展開しています。

一般廃棄物処理については、全般的に処理施設の老朽化、処理能力の低下等が見られることから、構造基準や維持管理基準への適合状況について監視指導を強化するとともに、維持管理の徹底と自主管理体制の強化、施設の計画的な整備について指導しています。

焼却施設については、ダイオキシン類の発生抑制のため、ごみの徹底した減量化・リサイクルを推進するとともに、平成 11 年 3 月に策定した「秋田県ごみ処理広域化計画」に基づき、図 53 のとおり県内を 10 ブロックに分割して、計画策定時 23 の施設を原則として全連続運転できる高度な排ガス処理設備を備えた 11 施設に集約することとし、平成 29 年頃までには広域化計画を完了することとしています。

最終処分場の維持管理については、市町村等施設の管理者に対し、地下水等の検査の確実な実施、検査実施後の結果報告等について指示するとともに、水質検査等の維持管理基準を遵守するよう指導しています。

し尿処理施設については、老朽化や能力低下に対応した新設や改造を指導するとともに、単にし尿の処理のみならず汚泥の堆肥化等再生利用を促進します。合併処理浄化槽については、生活排水対策として下水道等と並んで有効な手段であることから、国では昭和 62 年から補助事業を行っており、県でも平成 3 年に県費補助制度を創設し、市町村に対して普及促進を図るよう働きかけています。

（３）産業廃棄物の処理対策

産業廃棄物については、排出事業者や処理業者の適正処理に対する認識の低さにより不法投棄や不適正な処理が行われ、県民の不信感や不安感を招いているため、監視体制の強化と排出事業者や処理業者に対する指導の徹底を図ります。

特に、不法投棄の防止を図るため、平成 6 年 2 月に県警察本部、海上保安部、(社)秋田県産業廃棄物協会等と設置した「秋田県産業廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」を通じて関係機関との連携を図るとともに、平成 12 年度からは、県、県警察本部及び海上保安部による合同のスカイパトロールを実施しています。また、平成 13 年 6 月には、8 保健所に 16 名の「廃棄物不法投棄監視員」を配置し、監視体制を強化しました。平成 15 年には、新たに事業所への立入調査権を付与した「環境監視員」に改め、人員 22 名、監視日数 72 日と増やし、さらに、平成 16 年からは、専用の監視車を配置し、人員 28 名、監視日数 96 日とするなど、監視体制の大幅強化を図っています。

一方、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用は、最終処分場の延命化にとどまらず、自然環境の保全を図る上からも重要な課題であることから、事業者が排出の抑制を進めながら産業廃棄物の処理技術の向上と研究開発に積極的に取り組むことを促進し、環境に対する負荷の軽減を図ります。

また、産業廃棄物処理施設は、迷惑施設として受け取られており、新たな設置が困難になっていますが、住民の理解を得ながら円滑に設置されるよう「廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づき、引き続き指導することとしています。

広域連携については、平成 12 年 10 月に開催された北東北知事サミットの合意に基づき、平成 13 年 3 月に第 1 次合意として「広域的

な産業廃棄物対策を推進するための体制整備」、「三県連携した産業廃棄物不適正処理の監視指導」及び「災害廃棄物等に備えた県境を越えた広域的な処理体制の構築」について合意し、平成 13 年 4 月に 3 県が連携した監視体制の整備のため「北東北広域産業廃棄物対策連絡協議会」を設置するとともに、3 県連携によるスカイパトロールなどを実施しました。また、平成 13 年 8 月には第 2 次合意として「県境地域における不法投棄等情報ネットワークの構築」及び「不法投棄等に関する隣県の業者、施設等への立入調査等の連携」について合意し、県境地域での不法投棄等を監視するため、各県関係機関による合同パトロールなどを実施しました。さらに、平成 14 年 8 月に開催された第 6 回北海道・北東北知事サミットにおいて、これまでの規制的手法に加えて、新たに経済的手法を活用した産業廃棄物対策を進めることで北東北 3 県が合意し、共同歩調により各県において産業廃棄物税条例と環境保全協力金の納入を盛り込んだ県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例を制定しています。

能代産業廃棄物処理センターの環境保全対策については、特定支障除去等業実施計画を策定し、平成 17 年 2 月から同計画に基づき国の財政支援を受けながら、汚水処理等の維持管理、遮水壁の設置等の汚染拡散防止、キャッピング等の場内雨水対策等の環境保全対策事業を行っています。また、関連調査事業である初期の処分場の調査については、平成 17 年度の「非破壊調査」の結果を基に、他の廃棄物と性状が異なる廃棄物（ドラム缶等）が埋め立てられている可能性が示唆されたエリアについて、平成 18 年度に「ボーリング調査」を実施し、その結果を踏まえて「重機試掘調査」を実施しています。

なお、埋立が終了した最終処分場の適正な維持管理を確保するため、平成 10 年 6 月の廃棄物処理法の改正により導入された維持管理積立金制度を既施設設にも適用すること等について、国に要望してきましたが、平成 17 年 5 月の同法改正により、既施設設についても同制度が適用されることとなりました。

能代産業廃棄物処理センターに係る特定支障除去等事業の概要

○ 汚水処理等の維持管理対策

・汚水処理、滲出水回収の継続実施
・水処理施設の改良 等

○ 汚染拡散防止対策

・遮水壁の設置
・揚水井戸の増設 等

○ 場内雨水対策

・キャッピング等の実施
・雨水調整池の整備 等

○ 環境モニタリング事業

・周辺環境の水質・底質調査等

○ 処分場調査（関連調査事業）

・非破壊調査、ボーリング調査、
重機試掘調査

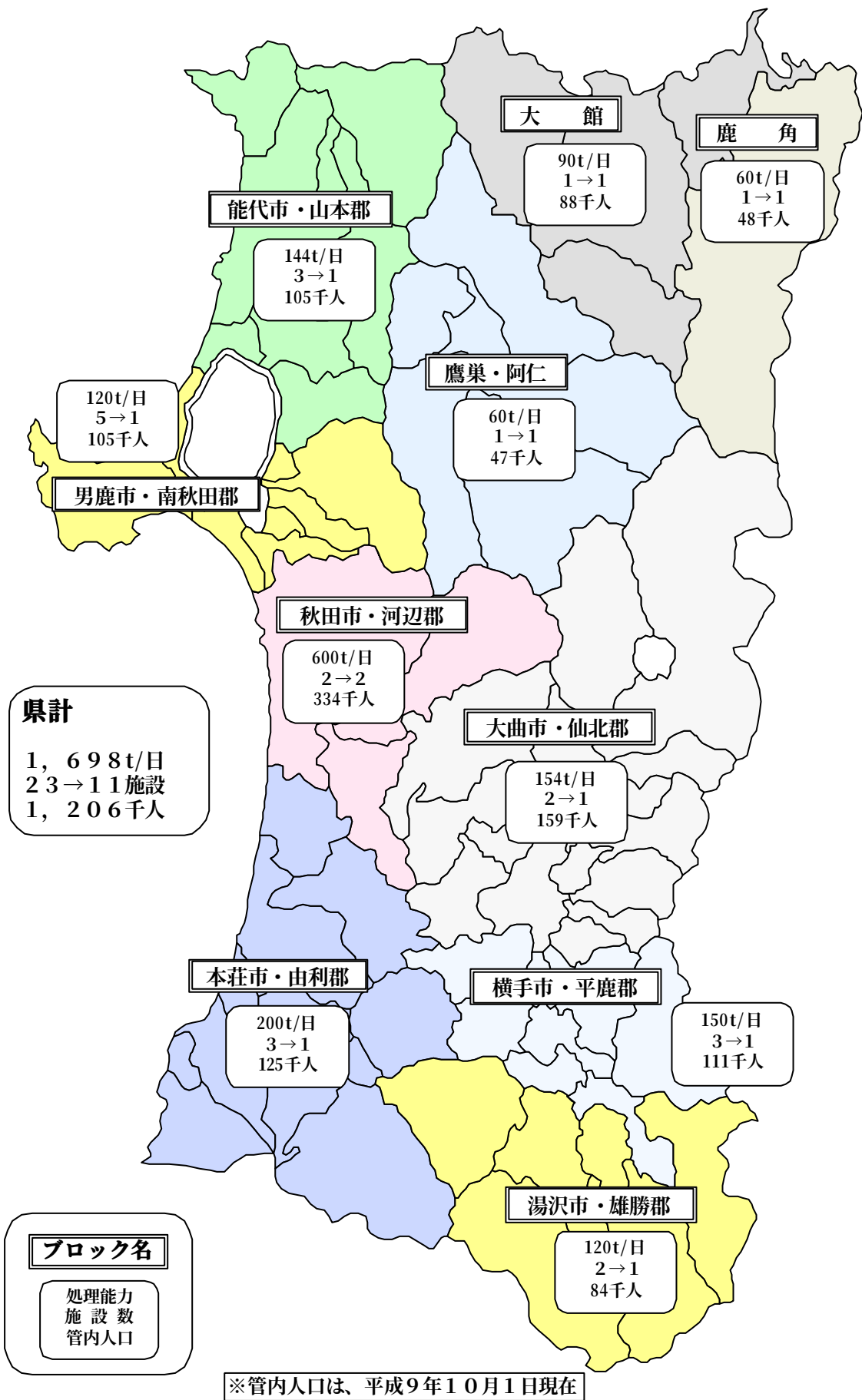


図 53 秋田県ごみ処理広域化計画（10ブロック）

4 産業廃棄物税条例と県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

本県においては、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続可能な社会を構築するため、「第2次秋田県廃棄物処理計画」を策定し、産業廃棄物の最終処分量を平成11年度から平成22年度までに半減させる目標などを定めています。

こうした目標を達成し、循環型社会を構築するためには、これまでの規制的手法に加えて、市場原理を活用した経済的手法が有効であるとの観点から、産業廃棄物の排出に一定の経済的負担を求めることにより廃棄物の発生を抑制し、減量化やリサイクルを促進するための「産業廃棄物税条例」と、県外産業廃棄物の適正処理を一層促進するための「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を平成14年12月に制定し、平成16年1月から施行しています。

(1) 産業廃棄物税制度

「産業廃棄物税条例」に基づく産業廃棄物税制度は、本県の生活環境を保全するため、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、そしてリサイクルなどの適正な処理促進に関する施策の費用に充てることを目的とし、産業廃棄物を最終処分場に搬入する場合に、産業廃棄物を排出した事業者の方に税を負担していただくこととしています。

税率は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円であり、最終処分場の経営者などが県の代わりに搬入量に応じた税を徴収し、申告納入します。

(2) 事前協議・環境保全協力金制度

「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」に基づく事前協議・環境

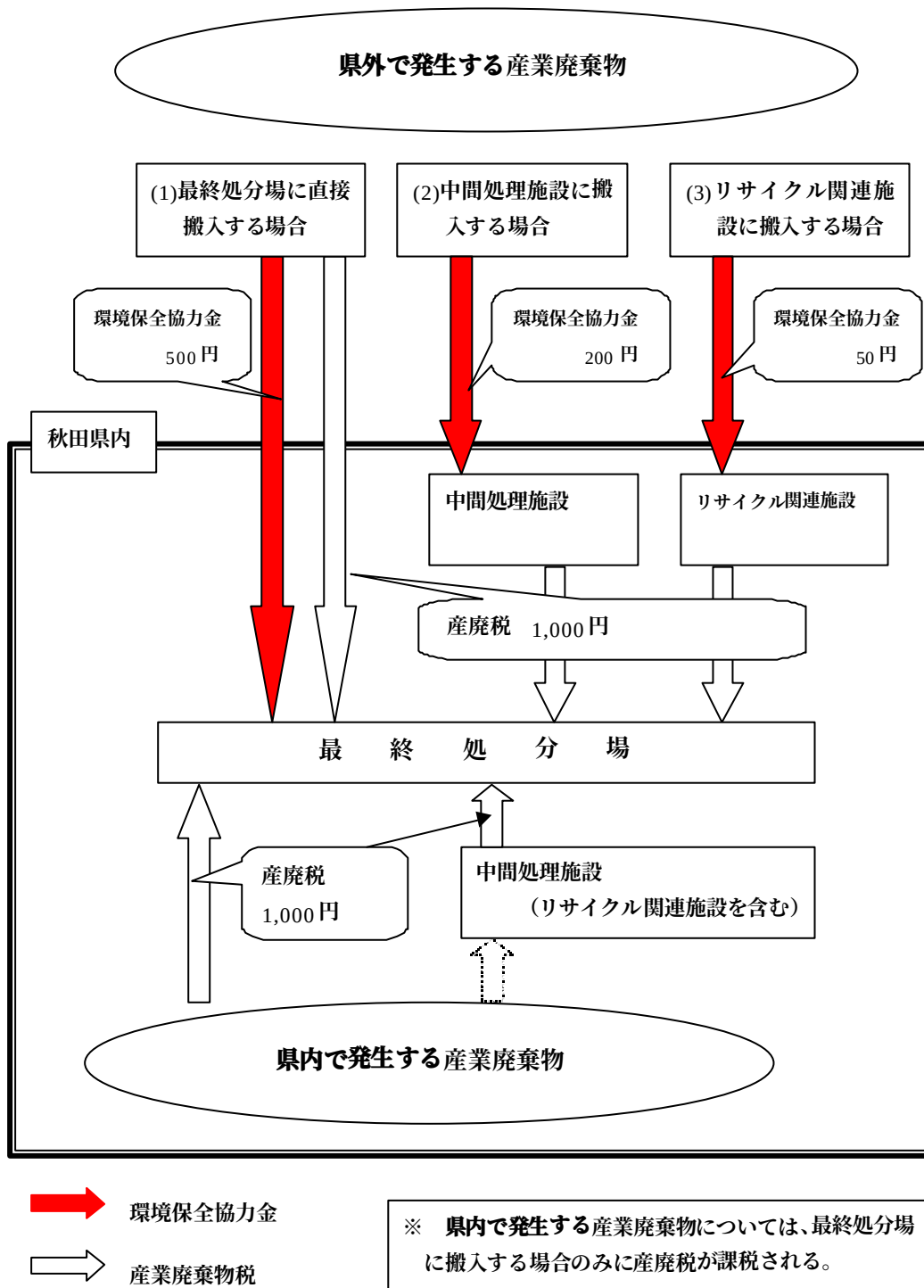
保全協力金制度は、県外で発生した産業廃棄物を県内で処分するための搬入について、事前協議制度を設けるとともに、その処分や環境保全協力金に関する協定を定めることにより、産業廃棄物の適正処理を促進し、生活環境の保全を図ることを目的としています。

県外で発生した産業廃棄物を排出した事業者は、県内で処分するために搬入する産業廃棄物の種類・数量などについて、あらかじめ県と協議を行い、協定を締結していただくこととしていますが、協定の主な内容は、事前協議の内容に基づき産業廃棄物の適正処理を行うこと、また、県内に搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき、最終処分を目的とする場合は500円、中間処理を目的とする場合は200円、リサイクルを目的とする場合は50円の環境保全協力金を納入することです。

(3) 産廃税及び環境保全協力金を財源とした事業

平成17年度においては、リサイクル製品の普及拡大、トラックスケールの設置費補助、環境監視員の配置等の事業に充当しています。

産業廃棄物税と環境保全協力金の関係



5 リサイクル製品認定制度

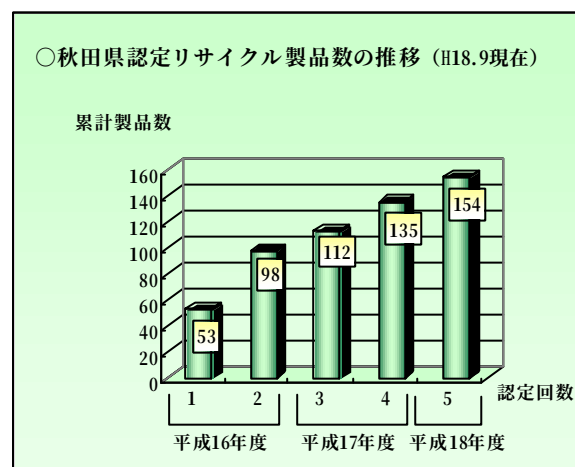
県内のリサイクル産業の育成並びに資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化を図り、もって循環型社会の形成に資することを目的として、「秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例」が平成 16 年 3 月に制定、4 月から施行されています。

同時に、この条例に基づくりサイクル製品認定制度がスタートし、平成 18 年 9 月

の第 5 回の認定まで、「溶融スラグ入りコンクリート製品」や「植栽基盤材」など、49 事業者の 154 製品を認定しています。

条例では県による優先調達を規定しており、平成 17 年度の県の公共事業では「パーク堆肥」など 39 製品が利用されて、認定製品の調達金額は約 2 億円に上り、平成 16 年度の 2 億 7 百万円とほぼ同水準でした。

◎秋田県認定リサイクル製品の状況



◎認定を受けると

○認定マーク

秋田県リサイクル製品認定マークを、シールの作製・包装紙への印刷等に使用可能



認定マーク

○製品紹介

認定された製品及び事業者を紹介するパンフレットの作成、県のホームページ、関連イベント等で認定製品を紹介

○優先調達

県が行う工事又は物品の調達に当たって、必要とする品質、数量等の条件に適合し、かつ、妥当な価格の場合は優先的に調達

◎秋田県認定リサイクル製品普及モデル事業

この事業は、認定リサイクル製品事業者に県事業における製品の使用機会を提供することにより、市場開拓や販路拡大につなげてもらうこととしています。

また、認定リサイクル製品を身近な箇所で使用することにより、事業者や市町村、県民の方に資源を有効活用した製品に対する理解を深めていただいています。



秋田市・遊学舎看板(単板積層材)



北秋田市・北欧の杜広場舗装(木質系舗装)

6 秋田県北部エコタウン計画

本県では、県北地域に廃棄物を原料とする新しいリサイクル産業を創出して、環境と調和したまちづくりを進めることを目的とした「秋田県北部エコタウン計画」に取り組んでいます。

計画の推進にあたっては、環境関連施策と整合性をとりながら、

- ①廃棄物の発生抑制・減量化と再資源化
- ②鉱業関連基盤を活用した新しい産業の創出
- ③地域産業の連携による資源循環型産業の創出
- ④新エネルギー産業の導入

等の施策を展開し、「豊かな自然と共生する環境調和型社会の形成」を目指しています。

当地域は、長年、鉱業で培われた、選鉱製錬技術・人材・施設を有しているほか、環境浄化用素材として活用可能な天然ゼオライト、珪藻土などの天然鉱物資源が大量に賦存している地域でもあります。

また、古くから基幹産業として発展してきた木材産業や農業からは廃木材・農業用廃プラスチックなどが、さらには能代石炭火力発電所からは石炭灰が恒常的に発生しており、木材高度加工研究所や金属鉱業研修技術センターなどの試験研究機関により、その活用策が検討されてきたところです。

こうしたなかで、エコタウンのハード事業では、優れた鉱業関連基盤を活用したものとして「家電リサイクル事業」や「リサイクル製錬拠点形成事業」、廃プラスチックと廃木材を活用した「廃プラスチック利用新建材製造事業」、石炭灰と廃プラスチックを活用した「石炭灰・廃プラスチック活用二次製品製造事業」が地域産業からの廃棄物を活用したものとしてそれぞれ稼働しております。

これらの事業を通じ、県北地域の広範なエリアに点在する地域産業の連携を図り、廃棄物等の有効活用や再資源化を積極的に進めていくこととしています。



小坂製錬(株)

(平成14年5月稼働開始)

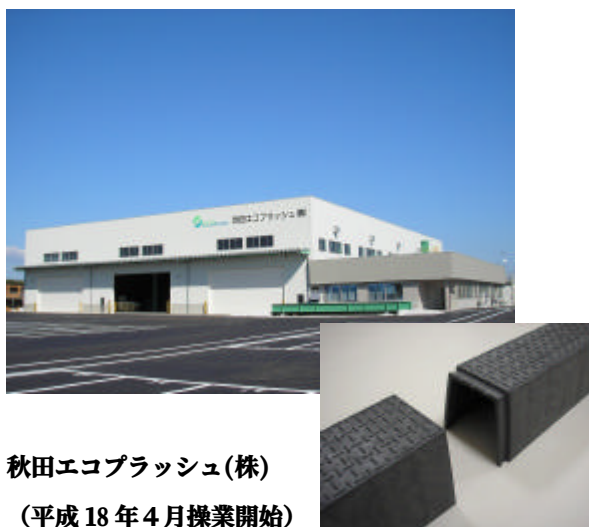
「リサイクル製錬拠点形成事業」



秋田ウッド(株)

(平成16年3月操業開始)

「廃プラスチック利用新建材製造事業」



秋田エコブラッシュ(株)

(平成18年4月操業開始)

「石炭灰・廃プラスチック活用二次製品製造事業」